

広島県告示第五百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年十月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
長東西四丁目二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	長東西四丁目					町	地番	標柱番号				
広島市安佐南区	六五番八〇	標柱一号	六五番八	標柱二号	六五番四八	標柱三号	六五番四七	標柱四号	六五番七七	標柱五号	六五番七九	標柱六号